

問1 日本国憲法第96条では、憲法改正が国民投票で承認された後の手続きについて規定されている。天皇がこの改正を公布する際、どのような立場で行うと定められているか。（2023年 山梨公立入試 類似）

1. 国民の名において、直ちに行う
2. 内閣総理大臣の代理として、速やかに行う
3. 主権者としての権限に基づき、速やかに行う
4. 国会の要請を受け、一定期間内に行う

問2 国会によって憲法改正の発議が行われた後、その改正案が成立し、広く国民に知らされるまでのプロセスとして正しいものはどれですか。（2014年 沖縄公立入試 類似）

1. 国民投票において有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名で公布する。
2. 国民審査において過半数の賛成を得た後、内閣総理大臣が速やかに公布する。
3. 各都道府県の議会で3分の2以上の承認を得た後、国会が国民の名で公布する。
4. 国民投票において投票権を持つ者の3分の2以上の賛成を得た後、天皇が公布する。

問3 日本国憲法において、天皇が行う国事行為にはどのような性質があるか、最も適切な説明を選びなさい。（2020年 和歌山公立入試 類似）

1. 内閣の助言と承認を必要とする、形式的・儀礼的な行為である
2. 国政に関する権限を持ち、自らの判断で条約を締結する行為である
3. 国会の指名に基づき、最高裁判所長官を指名する行為である
4. 弾劾裁判所を設置し、裁判官を罷免する権限を持つ行為である

問4 日本国憲法が、法律の制定には必要のない「国民投票」を憲法改正の手続きにおいてあえて義務付けている理由として、最も適切な背景はどれですか。（2016年 香川公立入試 類似）

1. 憲法は国の最高法規であり、主権者である国民が直接その内容を判断すべきだと考えられているから。
2. 国会議員の任期中に憲法の内容が変わると、選挙による付託の範囲を超えてしまうから。
3. 地方自治の原則に基づき、各地域住民の意見を国政に反映させる必要があるから。
4. 内閣による解散権の行使を抑制し、立法権の優位性を保つための手続きとして設定されたから。

問5 日本国憲法の改正手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提案（発議）し、最終的に承認されるために必要な条件の組み合わせとして正しいものはどれですか。（2015年 岐阜公立入試 類似）

1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る
2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る
3. 各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、国民投票において有効投票の3分の2以上の賛成を得る
4. 各議院の出席議員の過半数の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る

問6 日本国憲法における「権利」と「義務」の関係について、三大義務の一つである「勤労」の側面から考えた場合、その仕組みを正しく説明しているものはどれですか。（2016年 鳥取公立入試 類似）

1. 勤労は、国民が自立して生活を営むための「権利」であると同時に、社会を支えるための「義務」としての側面も持っている。
2. 勤労は、国家が国民に対して強制的に労働を命じることができる「義務」であり、個人の職業選択の自由よりも優先される。
3. 勤労は、納税の義務を果たすための手段として憲法に規定された「義務」であり、収入が得られない場合は権利として認められない。
4. 勤労は、明治憲法下における兵役の義務に代わる新しい「義務」として導入されたものであり、精神的な自由権の一部である。

問7 日本国憲法前文には、「日本国民は、正当に（ ）された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」と記されています。文中の（ ）に当てはまる語句として最も適当なものはどれですか。（2022年 青森県公立入試 類似）

1. 選挙
2. 任命
3. 指名
4. 推薦

問8 日本の安全保障と非核三原則について述べた文として、正しいものはどれですか。（2022年 山形公立入試 類似）

1. 非核三原則は、1972年の沖縄返還の過程で確立され、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませぬ」という内容で構成されている。
2. 非核三原則は、サンフランシスコ平和条約の発効と同時に日本国憲法に明記され、核兵器の保有を永久に放棄することを定めたものである。
3. 非核三原則のうち「持ち込ませぬ」については、アメリカの「核の傘」から完全に離脱し、独自の防衛力を構築することを目的としている。
4. 非核三原則は、核拡散防止条約（NPT）に加盟する際に、すべての核保有国に対して核兵器の即時廃絶を求めるための条件として策定された。

答え合わせ・解説

問1	答え 1 国民の名において、直ちに行う	憲法第96条第2項には、憲法改正が承認された場合、天皇は「国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」と記されています。これは、憲法を制定・改正する権限（憲法制定権力）が主権者である国民にあることを示す象徴的な表現であり、天皇が自らの意志で決定するのではなく、国事行為として形式的に行うものであることを意味しています。
問2	答え 1 国民投票において有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名で公布する。	国会の発議を受けた後、主権者である国民が直接その是非を判断する「国民投票」が行われます。ここでの承認には、有効投票の過半数の賛成が必要です。国民の承認を得た改正案は、天皇が国民の名において「公布」という形で行う国事行為を経て、正式に成立します。最高裁判所裁判官を対象とする「国民審査」と混同しないよう注意が必要です。
問3	答え 1 内閣の助言と承認を必要とする、形式的・儀礼的な行為である	天皇は日本国および日本国民統合の象徴であり、国政に関する権限を有しません。そのため、憲法に定められた国事行為を行う際には、常に内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負うことになっています。弾劾裁判所の設置は国会の権限であり、天皇の国事行為には含まれません。
問4	答え 1 憲法は国の最高法規であり、主権者である国民が直接その内容を判断すべきだと考えられているから。	憲法は国の最高法規であり、国家権力を制限し国民の権利を保障する性格を持つため、その内容の変更には国会（代表者）の判断だけでなく、主権者である国民が直接意思表示を行う国民投票のステップが設けられています。これは「国民主権」の原理を具体化した制度であり、法律（国会が制定する）よりも改正手続きを厳格にする「硬性憲法」の特徴でもあります。
問5	答え 1 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る	日本国憲法第96条では、憲法が国家の最高法規であることから、通常の法律よりも厳しい改正手続きを定めています。国会の発議には、衆議院・参議院のそれぞれにおいて、その場にいる議員（出席議員）ではなく、欠席者を含めた全議員数（総議員）の3分の2以上の賛成が必要です。その後、国民投票が行われ、そこでの「有効投票の過半数」の賛成を得ることで、憲法改正が承認されます。
問6	答え 1 勤労は、国民が自立して生活を営むための「権利」とであると同時に、社会を支えるための「義務」としての側面も持っている。	日本国憲法第27条は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と規定しています。これは、国民が働く機会を国に要求できる「権利」としての側面と、自ら働いて生活を維持し社会に貢献すべきであるという「義務」としての側面を併せ持っていることを示しています。このように、国民の義務は個人の尊厳や自由を否定するものではなく、社会全体の福祉や存立を維持するために存在しています。
問7	答え 1 選挙	日本国憲法前文では、国民主権の原理に基づき、国民自らが選んだ代表者によって政治が行われる「間接民主制（代表民主制）」を採用することを宣言しています。そのため、国民の代表者は主権者である国民によって「正当に選挙された」者でなければなりません。「任命」や「指名」は、特定の地位にある者が他の役職者を決める際などに使われる言葉であり、国民が代表を選ぶ手段としては不適切です。
問8	答え 1 非核三原則は、1972年の沖縄返還の過程で確立され、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という内容で構成されている。	沖縄返還当時の大きな論点は、アメリカの核兵器が配備されていた沖縄を、どのような状態で日本に戻すかという点でした。佐藤内閣は「核抜き・本土並み」の返還を実現するため、核兵器を日本国内に存在させないという強い意志をこの三原則に込めました。なお、非核三原則は憲法に明記されたものではなく、日本の政策上の重要な指針（国是）として扱われています。